

# 令和7年度 野江老人憩いの家屋根改修工事

図 番	図 面 名 称	図 番	図 面 名 称
A - 01	特記仕様書-1	A - 14	改修前後 断面図(2)
A - 02	特記仕様書-2	A - 15	R屋根改修前 樋先・ケラバ詳細図
A - 03	特記仕様書-3	A - 16	R屋根改修後 樋先・ケラバ詳細図
A - 04	附近見取図	A - 17	改修前後 樋先詳細図
A - 05	配置図	A - 18	改修前後 樋先詳細図
A - 06	1階 平面図	A - 19	改修前後 棟部・壁取合い部 詳細図
A - 07	2階 平面図		
A - 08	R階 屋根伏図		
A - 09	立面図-1、断面図		
A - 10	立面図-2		
A - 11	改修前 屋根伏図		
A - 12	改修後 屋根伏図		
A - 13	改修前後 断面図(1)		

I. 工事概要

- 1. 工事名称 令和7年度 野江老人憩いの家屋根改修工事
- 2. 工事場所 海部郡海陽町
- 3. 敷地面積 m<sup>2</sup>
- 4. 工事種目 建築工事
- 5. 工事区分 屋根修繕工事一式
- 6. 工期 工事完成期間は令和 年 月 日とする。

II. 建築工事仕様書

1章 一般共通事項

項目	特記事項
1. 適用基準	<p>図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「標仕」という。）</li> <li>・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版</li> <li>・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版</li> <li>・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「改標仕」という。）</li> <li>・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版</li> <li>・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版</li> <li>・ 木造建築工事標準仕様書 令和4年版</li> <li>・ 建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「標準図」という。）</li> <li>・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和4年版</li> <li>・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和4年版</li> </ul> <p>また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 建築工事監理指針（令和4年版）（以下「監理指針」という。）</li> <li>② 建築改修工事監理指針（令和4年版）</li> <li>③ 電気設備工事監理指針（令和4年版）</li> <li>④ 機械設備工事監理指針（令和4年版）</li> </ul>
2. 優先順位	<p>設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 質問回答書（②から⑤に対するもの）</li> <li>② 補足説明書</li> <li>③ 特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む）</li> <li>④ 図面</li> <li>⑤ 公共建築工事標準仕様書等</li> </ul>
<p>特記：特記事項は◎又は、○印の付いた物を摘要する。</p>	

1章 一般共通事項

項目	特記事項
3. 工事実績データの登録	<p>(1) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。</li> <li>(b) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。</li> <li>(c) しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。</li> <li>(d) 訂正時は、適宜とする。</li> </ul> <p>なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。</p> <p>(2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。</p> <p>なお、変更時としゅん工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。</p>
4. 工程表	<p>受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後10日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。</p>
5. 施工計画書等	<p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。</p>
6. 下請負人の選定	<p>◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。</p>
7. 施工体制台帳及び施工体系図	<p>(1) 施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約（を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存する。</p> <p>(2) 施工体系図の作成及び揭示 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p>
8. 施工中の安全確保	<p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p>
9. 発生材の処理等	<p>◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p> <p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。</li> <li>(2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。</li> </ul>



2章 改修仮設工事

項目	特記事項
5. 工事用水, 電力等	<p>◎既存電力利用（出来る）, 電力料金（有償） ただし, 施設管理者と協議すること。</p> <p>◎既存用水利用（出来る）, 用水料金（有償） ただし, 施設管理者と協議すること。</p>

3章 木工事

項目	特記事項																																																																																											
1. 一般事項	◎木材, 合板等は, 品質, 含水率, 出荷量等を記録した出荷証明書を監督員に提出する。含水率は（B）種とする。																																																																																											
2. 製材	<p>◎木材の品質</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保存処理木材は, 日本農林規格に規定する保存処理の処理区分のうち, K2からK4までの保存処理（JIS K 1570）（木材保存剤）に規定する木材保存剤（ただし, クレオソート油は有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号）に適合したものとする。）、これと同等の薬剤を用いたK2からK4までの薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。）が施されているもの又は認証木材建材（AQマーク表示）として認定された保存処理材を使用するものとする。</li> <li>樹種及び等級</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>施工箇所</th> <th>樹種</th> <th>寸法</th> <th>材料の等級</th> <th>形状</th> <th>含水率</th> <th>保存処理</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">下 地 材</td> <td>下棟</td> <td>杉</td> <td>150×270</td> <td>一等 KD</td> <td></td> <td>20%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>軒桁</td> <td>杉</td> <td>120×270</td> <td>一等 KD</td> <td></td> <td>20%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>母屋</td> <td>杉</td> <td>105×240</td> <td>一等 KD</td> <td></td> <td>20%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>火打梁</td> <td>杉</td> <td>90×90</td> <td>一等 KD</td> <td></td> <td>20%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>方杖</td> <td>杉</td> <td>105×120</td> <td>一等 KD</td> <td></td> <td>20%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>垂木</td> <td>杉</td> <td>45×120</td> <td>一等 KD</td> <td></td> <td>20%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>野地板</td> <td>杉</td> <td>厚21</td> <td>一等</td> <td></td> <td>20%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">造 作 材</td> <td>鼻隠し</td> <td>桧</td> <td>35×240</td> <td>一等</td> <td></td> <td>15%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>破風板</td> <td>桧</td> <td>35×200</td> <td>一等</td> <td></td> <td>15%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>広小舞</td> <td>桧</td> <td>120×21</td> <td>一等</td> <td></td> <td>15%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		施工箇所	樹種	寸法	材料の等級	形状	含水率	保存処理	備考	下 地 材	下棟	杉	150×270	一等 KD		20%			軒桁	杉	120×270	一等 KD		20%			母屋	杉	105×240	一等 KD		20%			火打梁	杉	90×90	一等 KD		20%			方杖	杉	105×120	一等 KD		20%			垂木	杉	45×120	一等 KD		20%			野地板	杉	厚21	一等		20%			造 作 材	鼻隠し	桧	35×240	一等		15%			破風板	桧	35×200	一等		15%			広小舞	桧	120×21	一等		15%		
	施工箇所	樹種	寸法	材料の等級	形状	含水率	保存処理	備考																																																																																				
下 地 材	下棟	杉	150×270	一等 KD		20%																																																																																						
	軒桁	杉	120×270	一等 KD		20%																																																																																						
	母屋	杉	105×240	一等 KD		20%																																																																																						
	火打梁	杉	90×90	一等 KD		20%																																																																																						
	方杖	杉	105×120	一等 KD		20%																																																																																						
	垂木	杉	45×120	一等 KD		20%																																																																																						
	野地板	杉	厚21	一等		20%																																																																																						
造 作 材	鼻隠し	桧	35×240	一等		15%																																																																																						
	破風板	桧	35×200	一等		15%																																																																																						
	広小舞	桧	120×21	一等		15%																																																																																						
3. 諸金物	◎下地材及び造作材の釘は, JIS A 5508の規格品とする。 ◎木ねじはJIS B 1112（十字穴付き木ねじ）又はJIS B 1135の規格品とする。 ◎かすがい, 座金, 箱金物, 短ざく金物等は図示により, 図示のもの以外は標仕によるが, 補助として, 日本建築学会建築工事標準仕様書を適用する。																																																																																											
4. 防腐・防蟻処理	◎防腐処理に用いる木材保存剤は人体への安全性及び環境について配慮した表面処理用木材保存剤（社）日本木材保存協会の認定薬剤等とする。）とし, 2回塗りとする。 ◎防蟻処理は,（社）日本木材保存協会及び（社）日本しろあり対策協会の認定品とし, 2回塗り又は吹き付けとし, 次の表の箇所及び部分に行うものとする。 ◎木材の防腐・防蟻処理は工場において（加圧処理法・拡散処理法・浸漬処理法）により行い, 十分乾燥した後に現場へ搬入すること。適用部材（杉成形丸太180φ）。保存処理性能区分（JAS K3） ただし, 現場における加工が生じた場合には, 加工した箇所に対し, 現場にて木材保存剤を塗布することとする。 また, 工場で処理した木材を使用する場合は, 次によること。 認証木材建材（AQマーク表示品）として認証された保存処理材を使用する。																																																																																											
特記事項	特記事項は◎又は、○印の付いた物を摘要する。																																																																																											

3章 木工事

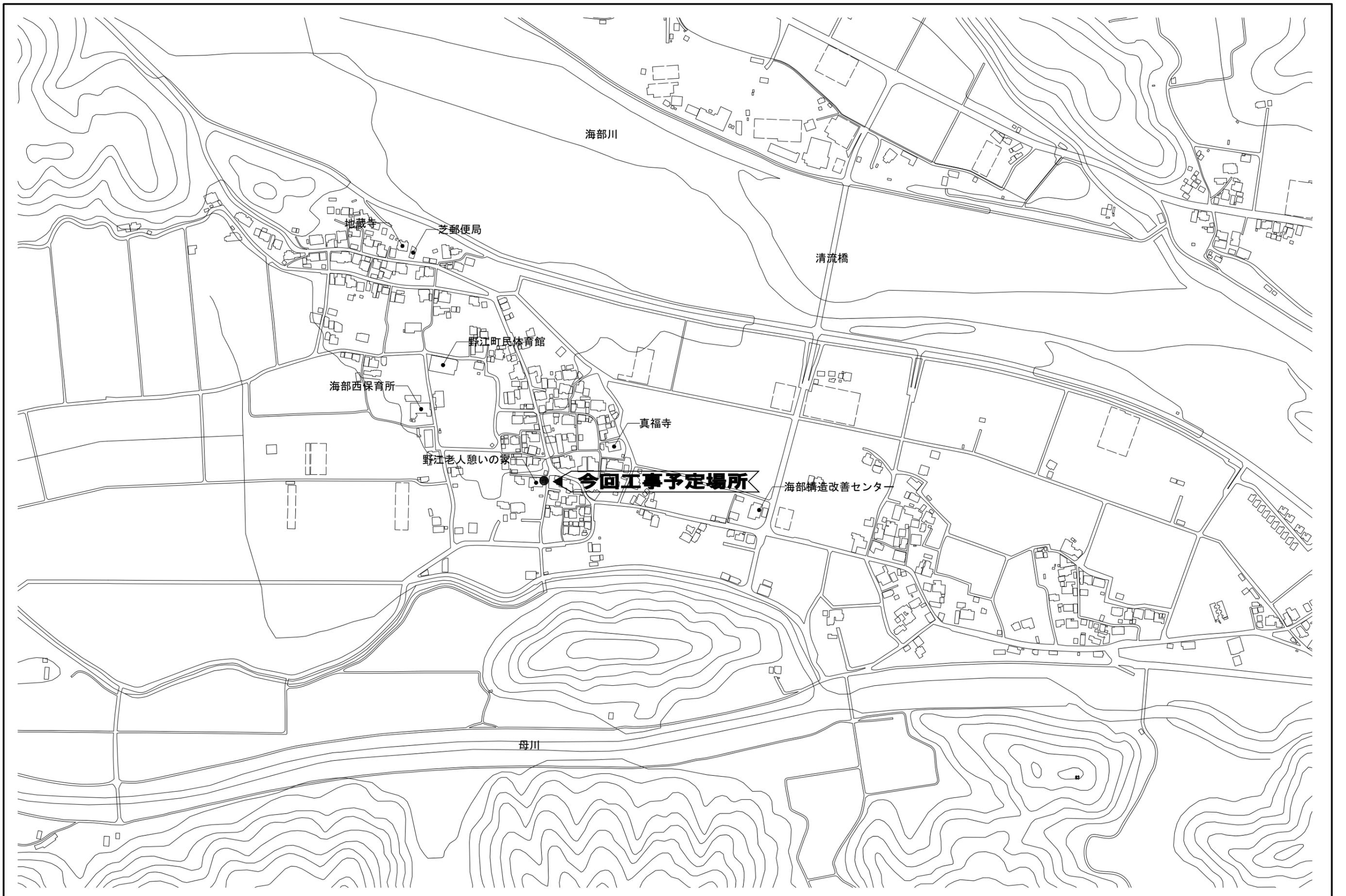
項目	特記事項
5. 工法	◎木材保存（防腐・防蟻処理）剤は監督員の承諾するものとする。
6. 接着剤	◎継手, 仕口, 取付け方法等は図示により, 図示のもの以外は標仕によるが, 補助として日本建築学会建築工事標準仕様書を適用する。 ◎ホルムアルデヒド水溶液を用いた建具用でん粉系接着剤, ユリア樹脂等（ユリア樹脂, メラミン樹脂, フェノール樹脂, レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤）を用いた接着剤のホルムアルデヒドの発散量は, F☆☆☆☆とする。

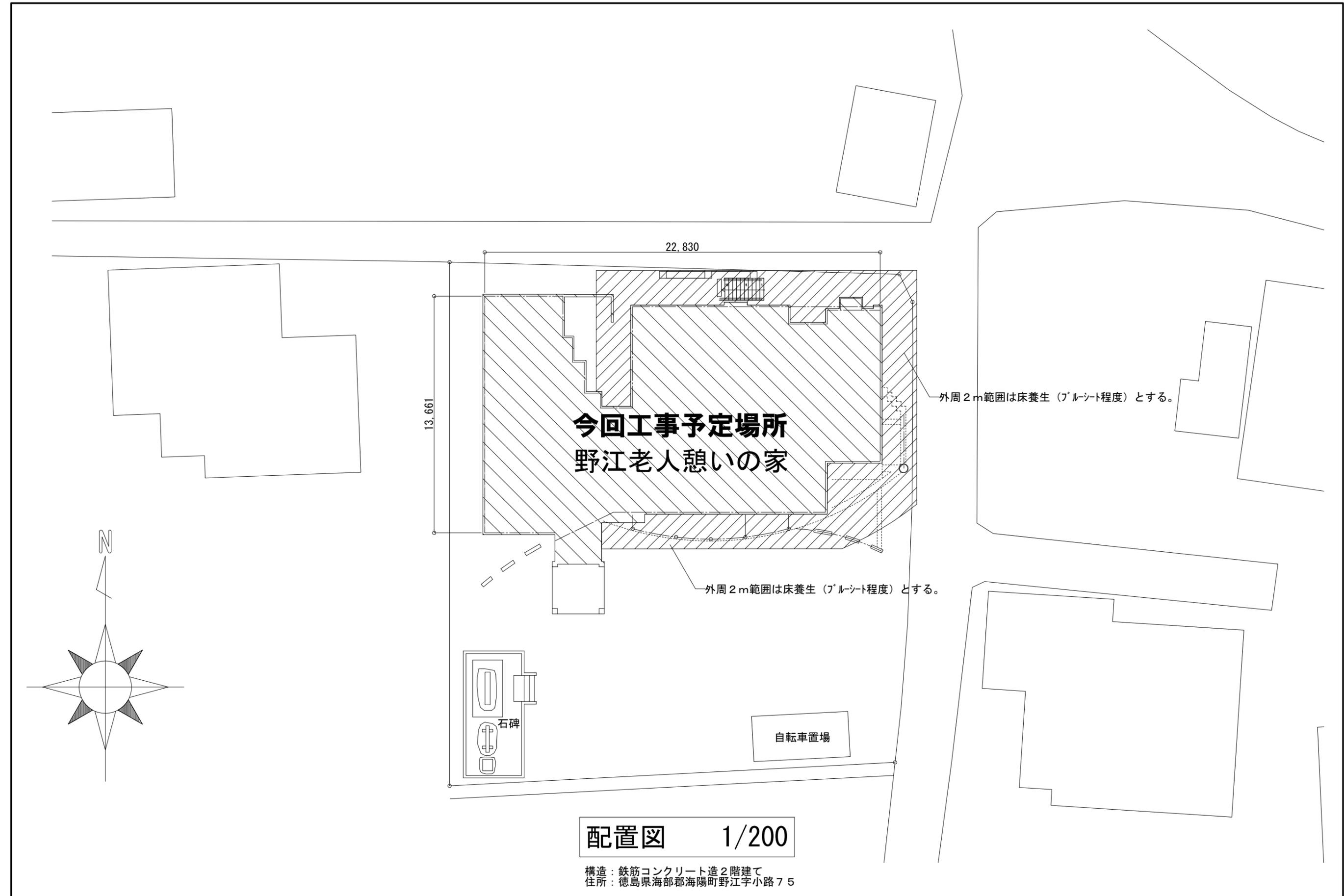
4章 屋根及びとい工事

項目	特記事項																						
1. 一般事項	◎屋根葺き材, 緊結金物については, 下地も含め安全性を確認し, 監督員の承諾を得ること。 ◎標準仕様書以外の工法は, 専門業者の仕様による。 ◎建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速 $V_0 = ( 38 )$ m/s 地表面粗度区分 ( III ) ◎屋根葺き形式 ◎葺葺(かゝ-工法) 裏貼り: ポリスチレンフォームt=4.0mm 断熱材: 押出発泡ポリスチレンフォームt=25mm ◎材料(参考品番:元旦スフィックスルーフ6型 かゝ-工法)																						
2. 長尺金属板葺き	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>種類 (JIS規格名称)</th> <th>JIS規格番号</th> <th>鋼板の厚さ (mm)</th> <th>めっき付着量</th> <th>塗膜の耐久性の種類</th> <th>下葺材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R屋根, 切妻屋根</td> <td></td> <td>JIS G 3322</td> <td>0.4</td> <td>塗膜耐蝕550h以上</td> <td>2類, 5類</td> <td>クハカク付</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>葺板の寸法 (mm)</th> <th>下地</th> <th>留付け方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R屋根, 切妻屋根</td> <td>@395</td> <td>コンクリート下地</td> <td>足長吊子 (H25) ステンレス@395</td> </tr> </tbody> </table> <p>横葺の場合のけらばはけらば包み納めとする。</p>	施工箇所	種類 (JIS規格名称)	JIS規格番号	鋼板の厚さ (mm)	めっき付着量	塗膜の耐久性の種類	下葺材料	R屋根, 切妻屋根		JIS G 3322	0.4	塗膜耐蝕550h以上	2類, 5類	クハカク付	施工箇所	葺板の寸法 (mm)	下地	留付け方法	R屋根, 切妻屋根	@395	コンクリート下地	足長吊子 (H25) ステンレス@395
施工箇所	種類 (JIS規格名称)	JIS規格番号	鋼板の厚さ (mm)	めっき付着量	塗膜の耐久性の種類	下葺材料																	
R屋根, 切妻屋根		JIS G 3322	0.4	塗膜耐蝕550h以上	2類, 5類	クハカク付																	
施工箇所	葺板の寸法 (mm)	下地	留付け方法																				
R屋根, 切妻屋根	@395	コンクリート下地	足長吊子 (H25) ステンレス@395																				
3. とい	◎指定のない付属材料は, 屋根葺工法に応じた専門工事業者の仕様による。 ◎建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した固定金具の間隔, 固定方法等を施工計画書として提出する。 ◎とい受金物 材種 ( ステン製 ) 形状 ( 市販品 ) 取付間隔 ( 軒樋1.0m以下, 堅樋1.2m以下 ) ◎材種 ( 硬質塩化ビニル雨樋 ) 径 ( 75φかゝ ) ◎軒樋:材種 ( 硬質塩化ビニル雨樋 ) 前高型 ( セクスイV-200程度 )																						

5章 塗装工事

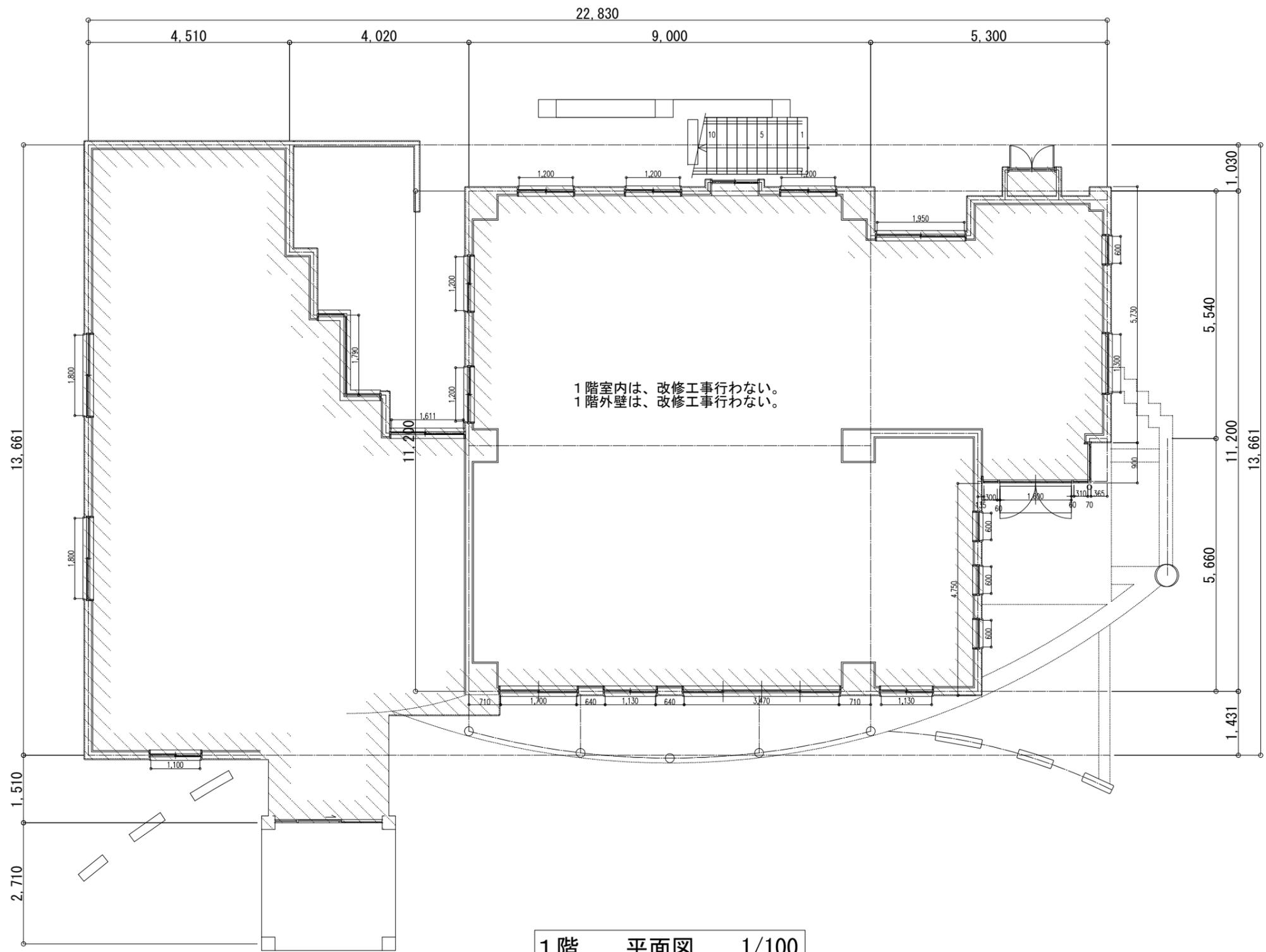
項目	特記事項								
1. 一般事項	◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。								
2. 複層仕上塗材E	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>業地ごしらせ</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート面(モルタル面)</td> <td>B種</td> <td>RB種</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別	業地ごしらせ	備考	コンクリート面(モルタル面)	B種	RB種	
区分	種別	業地ごしらせ	備考						
コンクリート面(モルタル面)	B種	RB種							



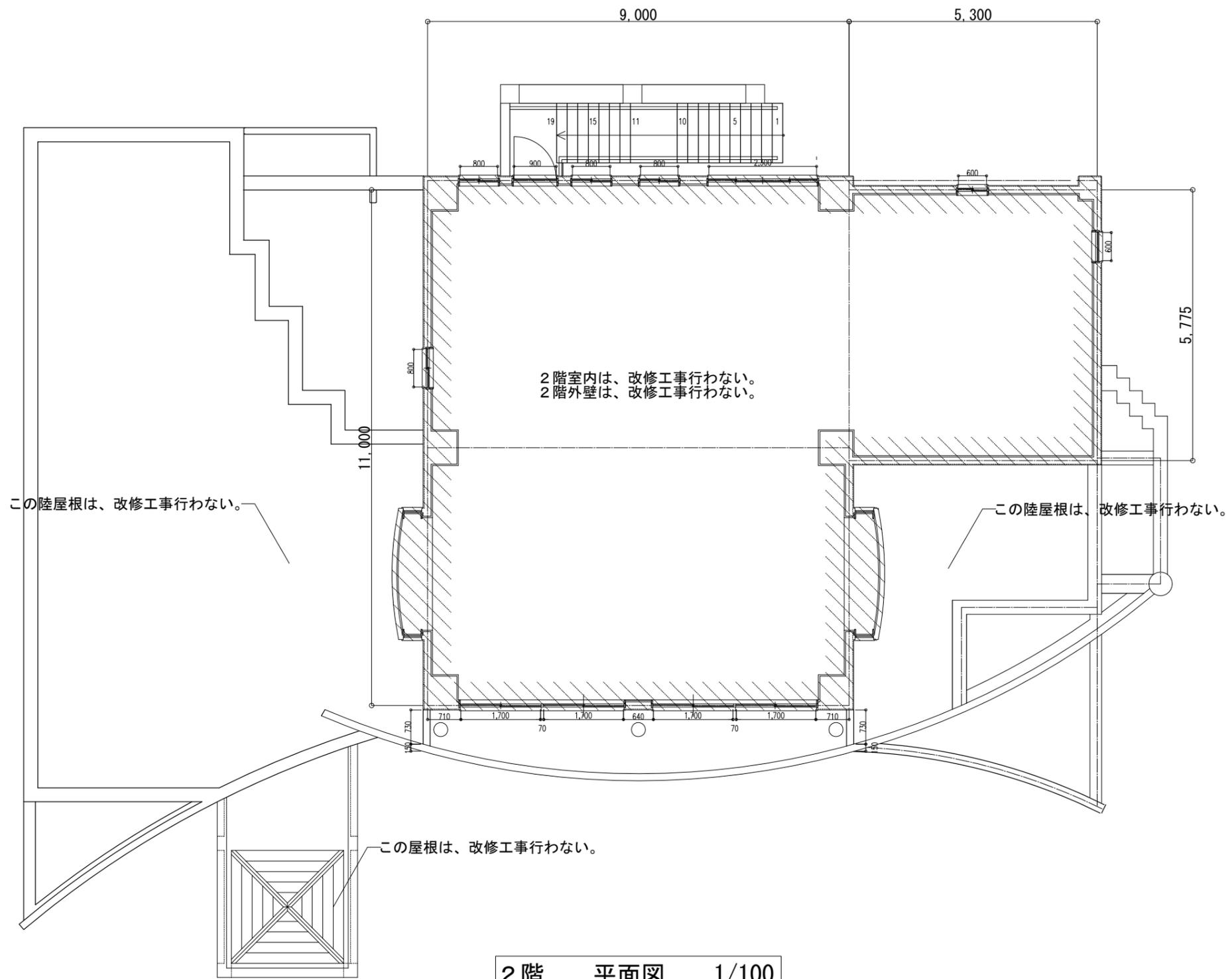


**配置図 1/200**

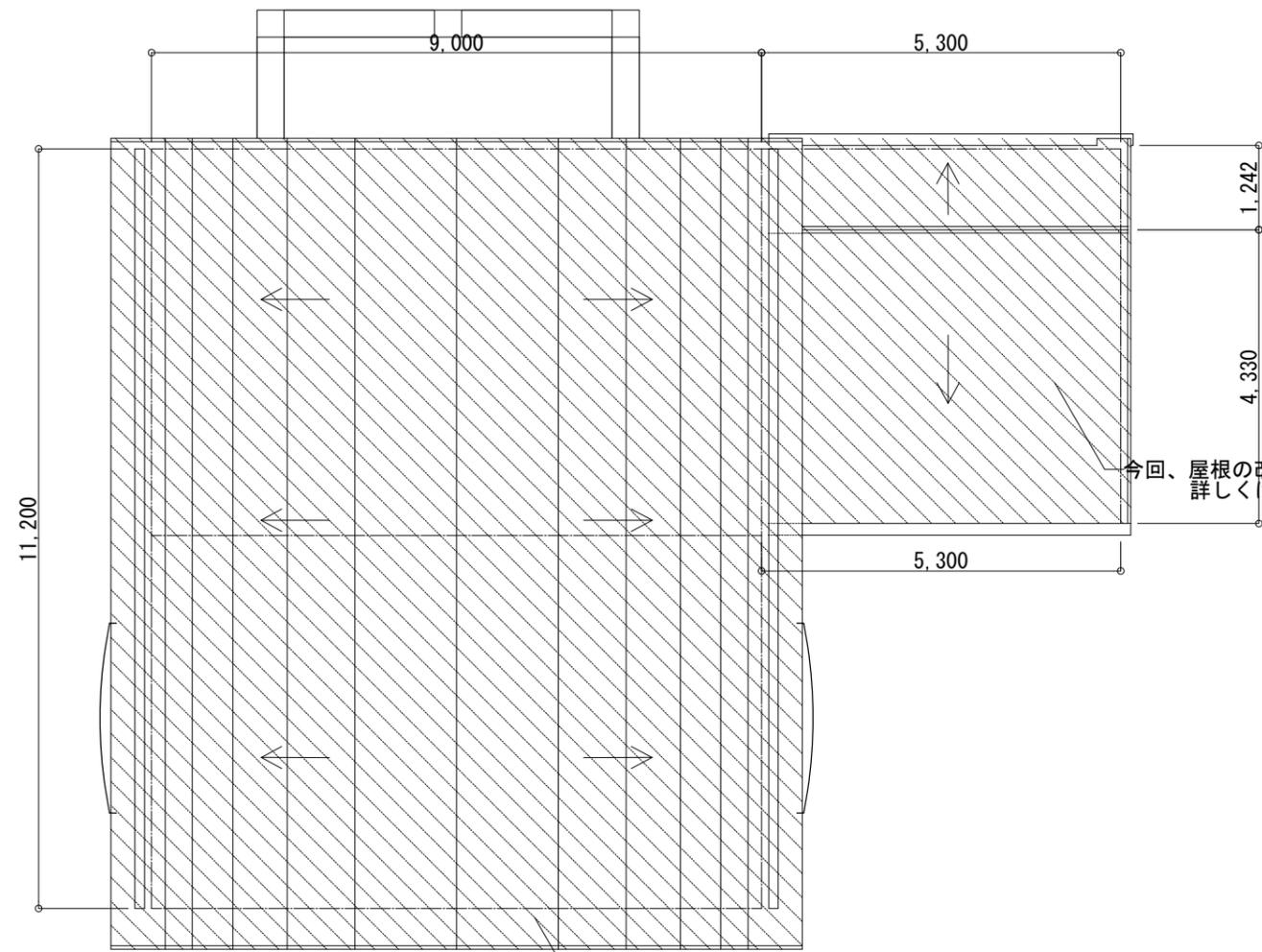
構造：鉄筋コンクリート造2階建て  
住所：徳島県海部郡海陽町野江字小路75



1階 平面図 1/100

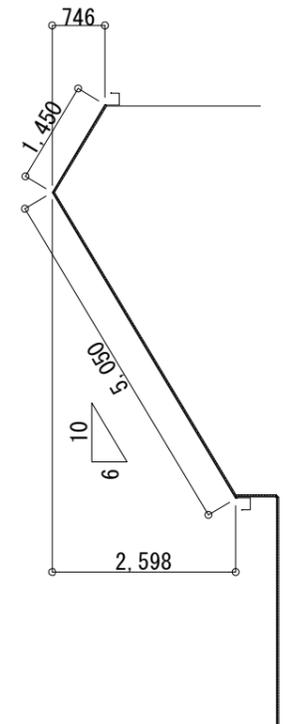


2階 平面図 1/100

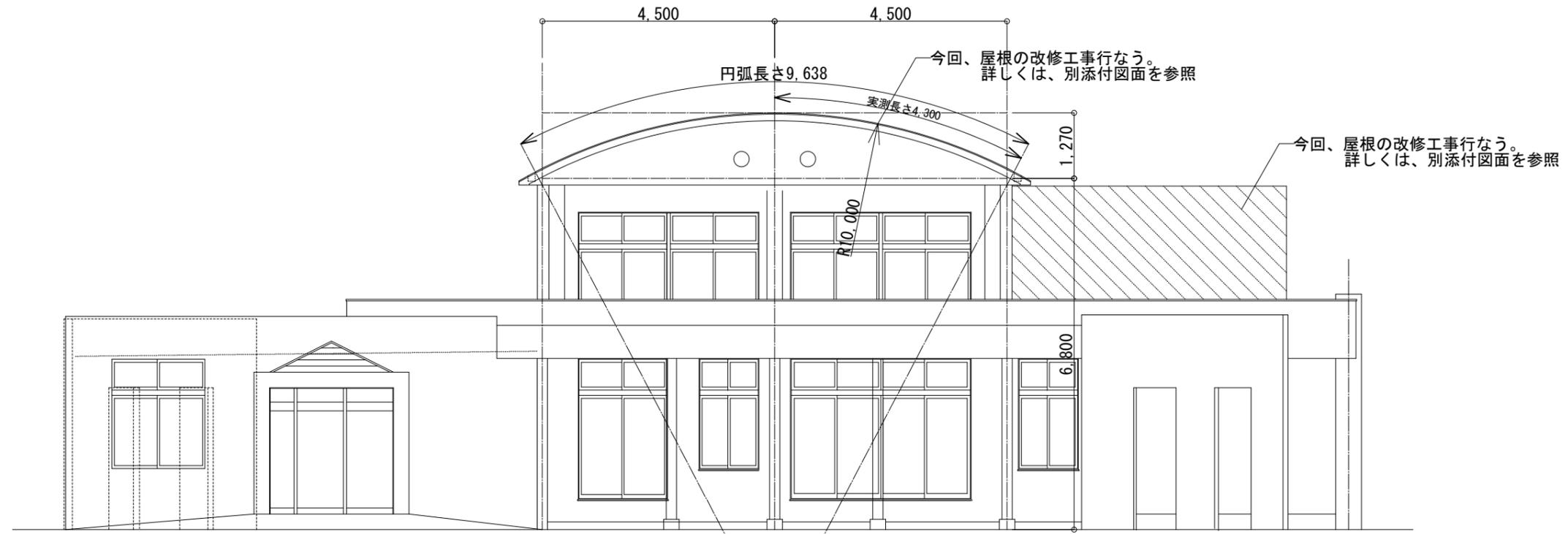


今回、屋根の改修工事行なう。  
詳しくは、別添付図面を参照

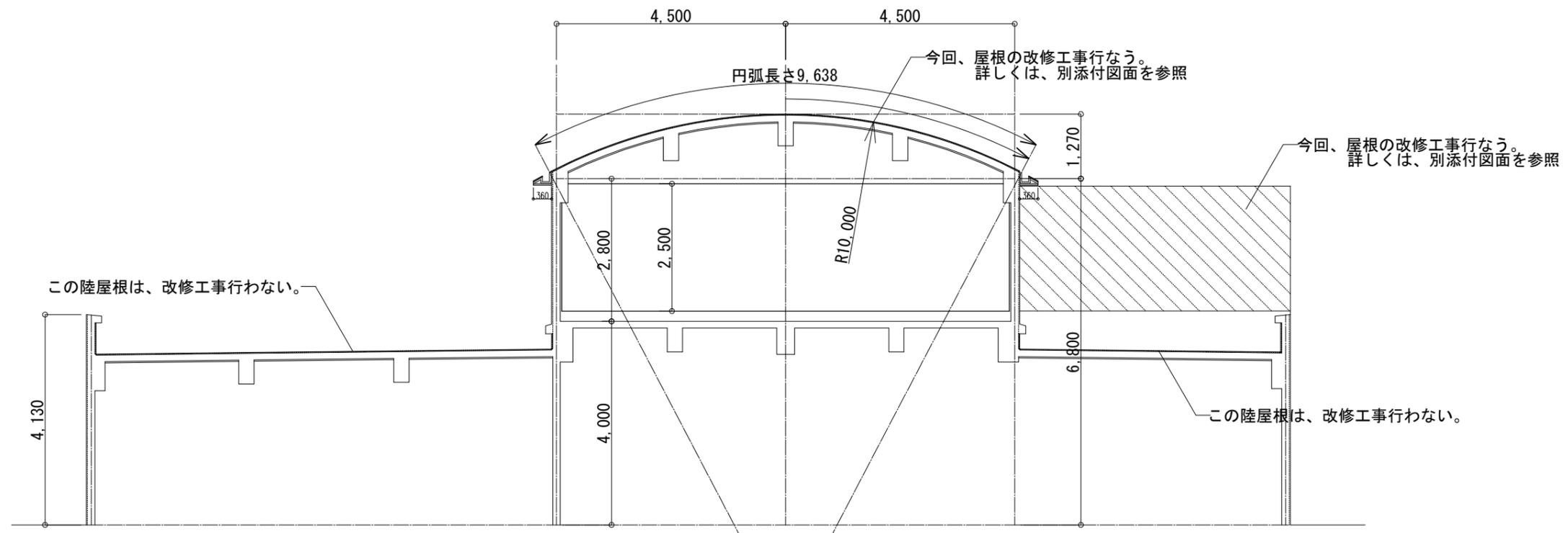
今回、屋根の改修工事行なう。  
詳しくは、別添付図面を参照



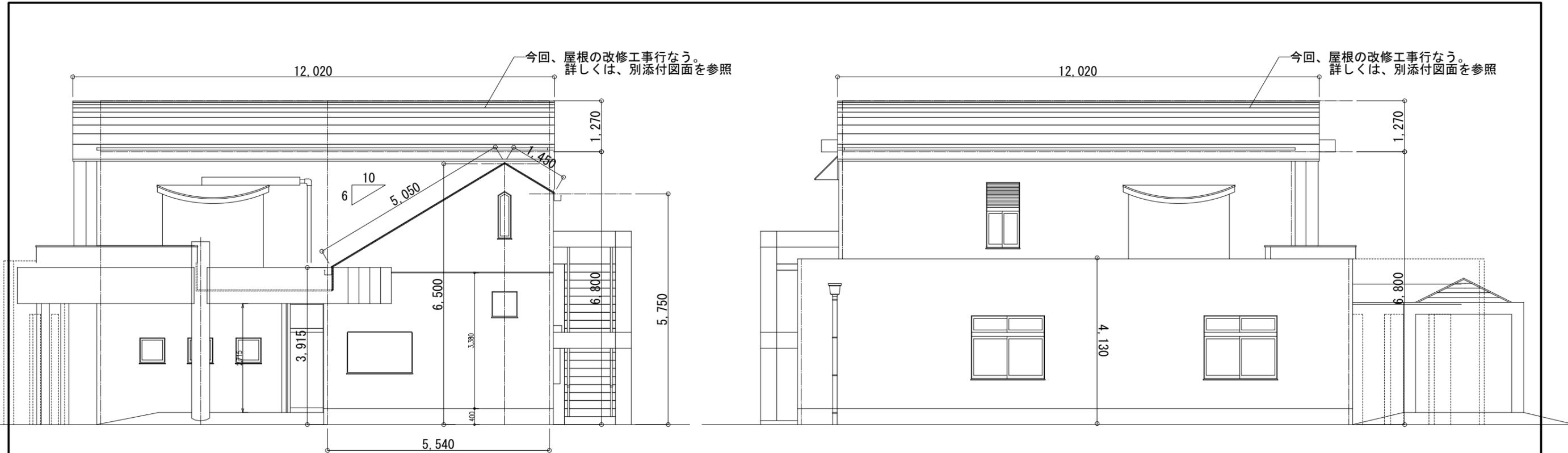
屋根伏図 1/100



南側 立面図 1/100

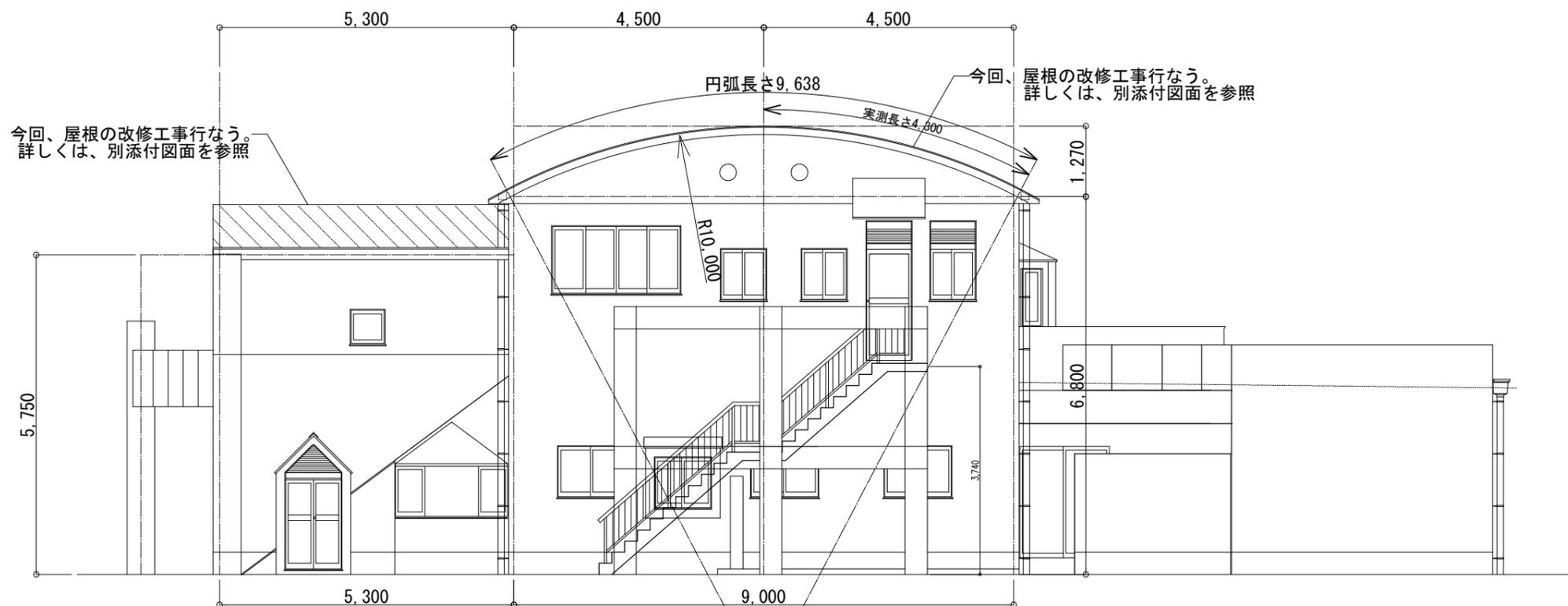


断面図 1/100

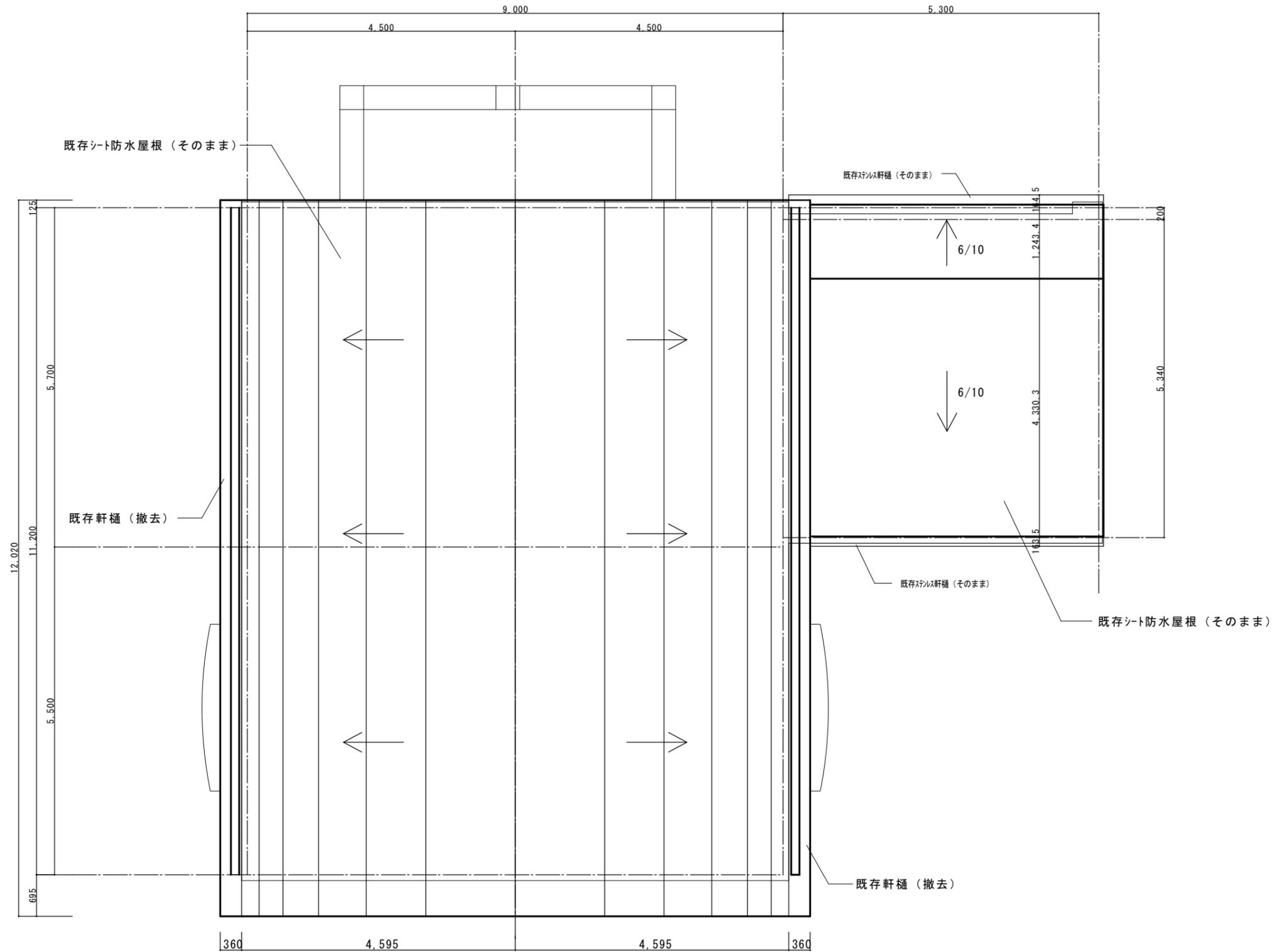


東側 立面図 1/100

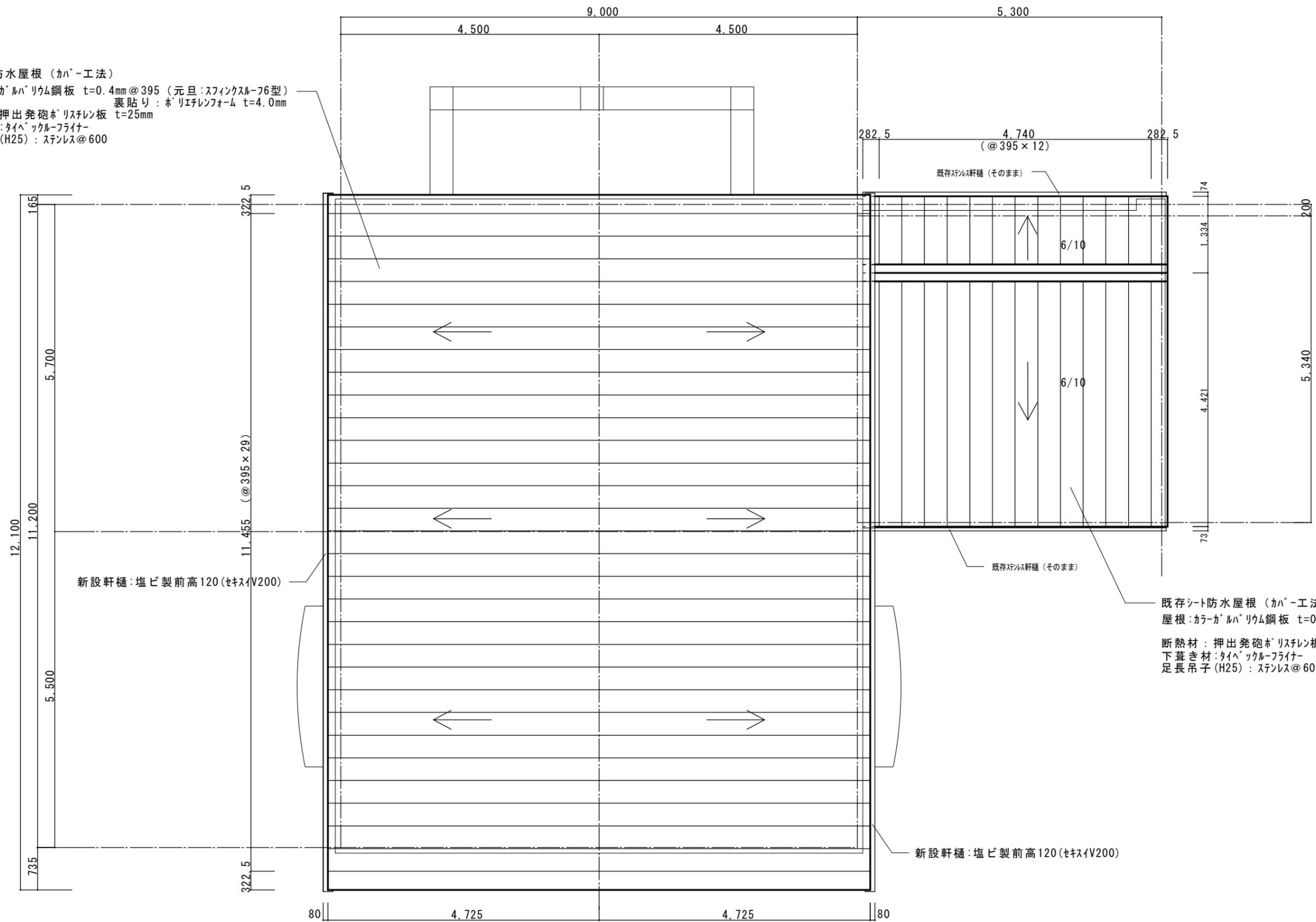
西側 立面図 1/100



北側 立面図 1/100

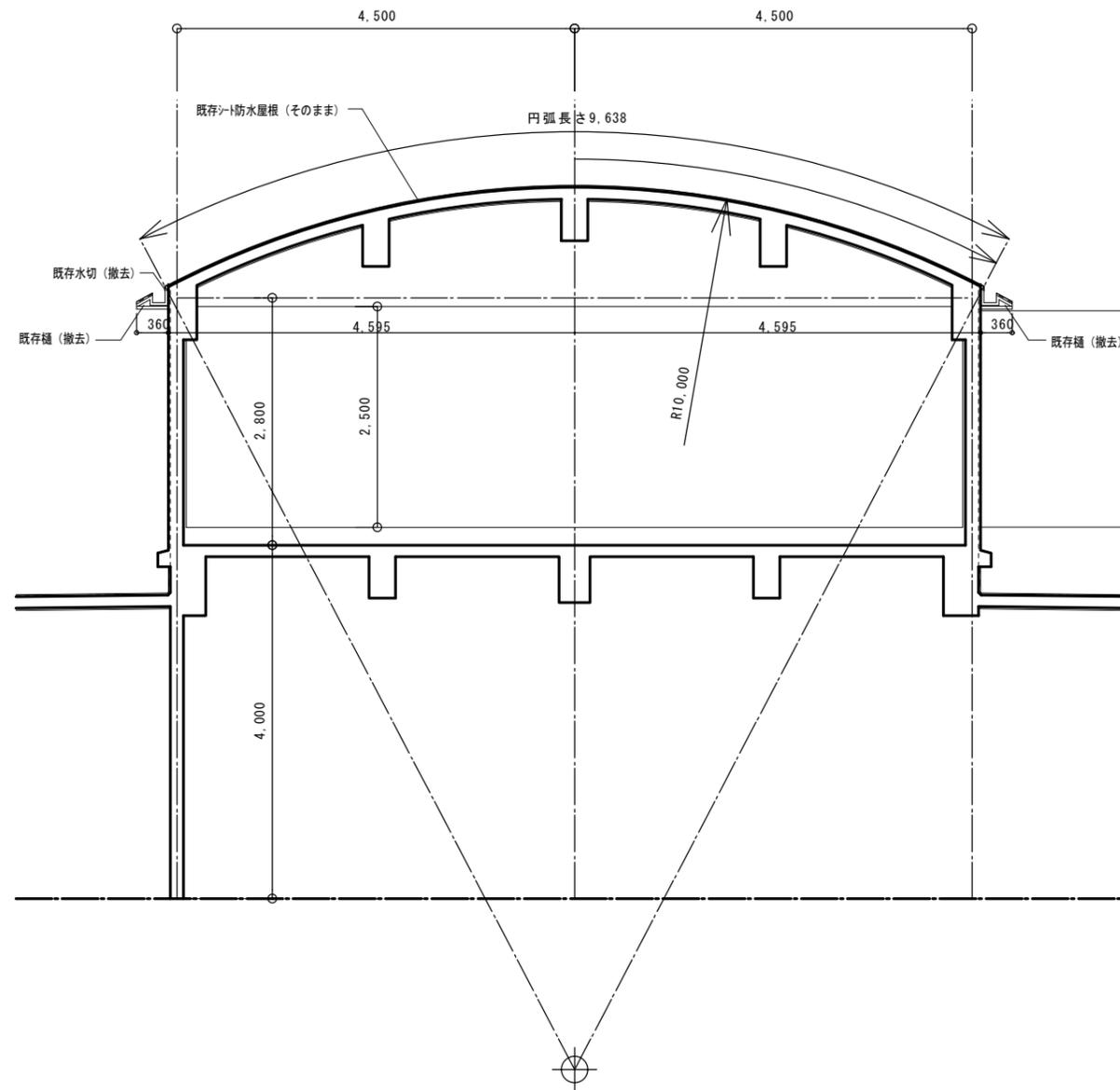


既存シート防水屋根（カハ-工法）  
 屋根：カラーガルバリウム鋼板 t=0.4mm@395（元且：スフィンクスル-76型）  
 裏貼り：ポリエチレンフォーム t=4.0mm  
 断熱材：押出発砲ホリスチレン板 t=25mm  
 下葺き材：タイベックフル-フライヤー  
 足長吊子（H25）：ステンレス@600

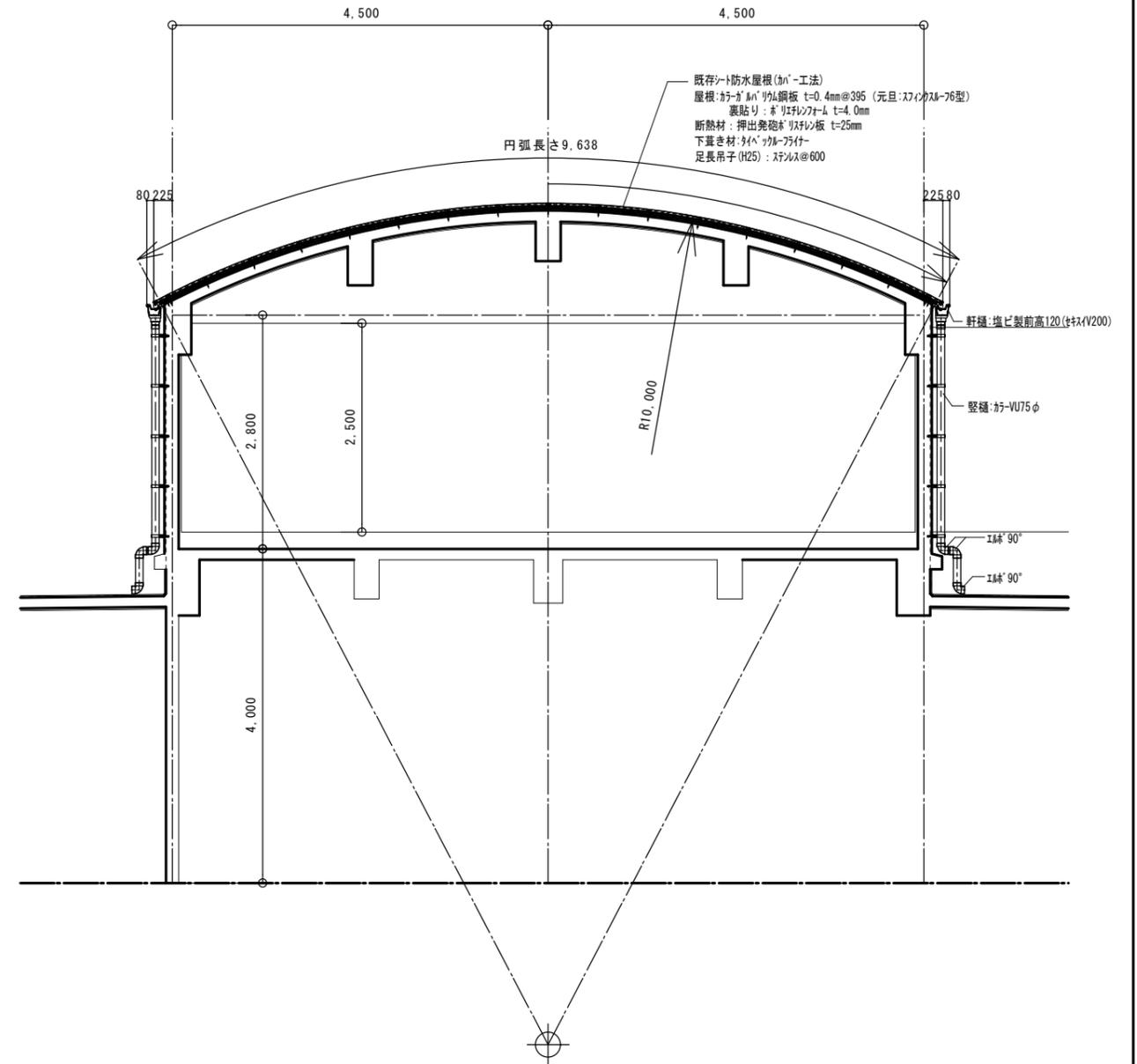


既存シート防水屋根（カハ-工法）  
 屋根：カラーガルバリウム鋼板 t=0.4mm@395（元且：スフィンクスル-76型）  
 裏貼り：ポリエチレンフォーム t=4.0mm  
 断熱材：押出発砲ホリスチレン板 t=25mm  
 下葺き材：タイベックフル-フライヤー  
 足長吊子（H25）：ステンレス@600

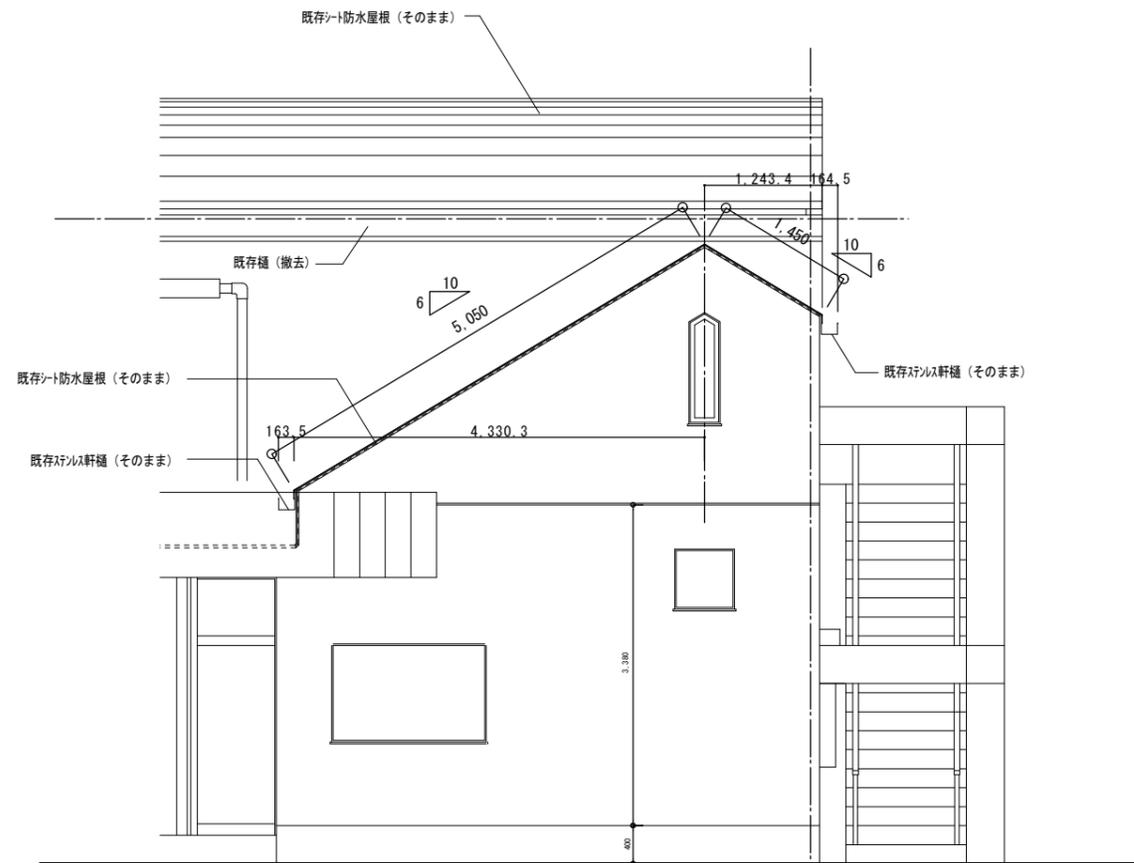
# 改修前



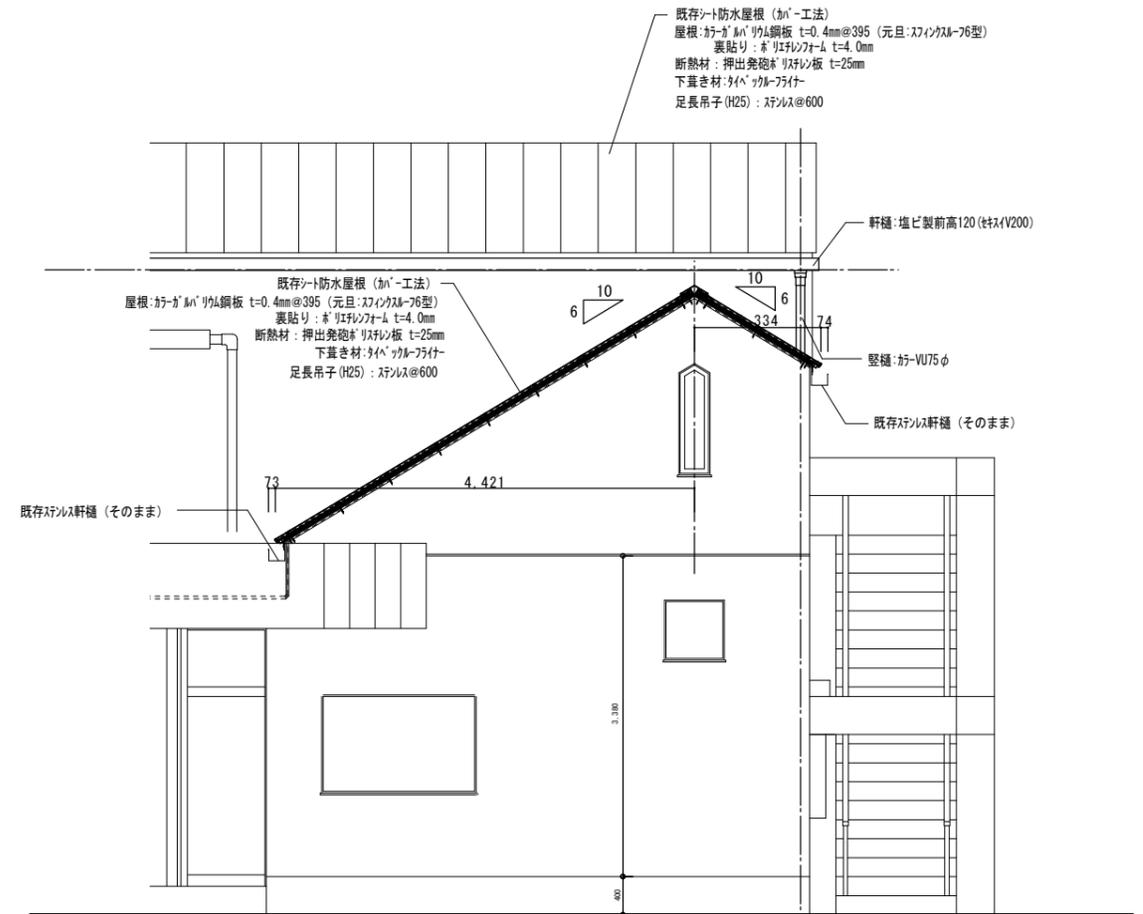
# 改修後



# 改修前

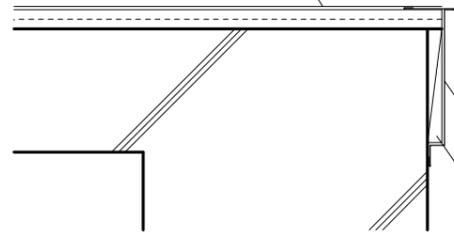


# 改修後



# R屋根 改修前

既存シート防水屋根（そのまま）

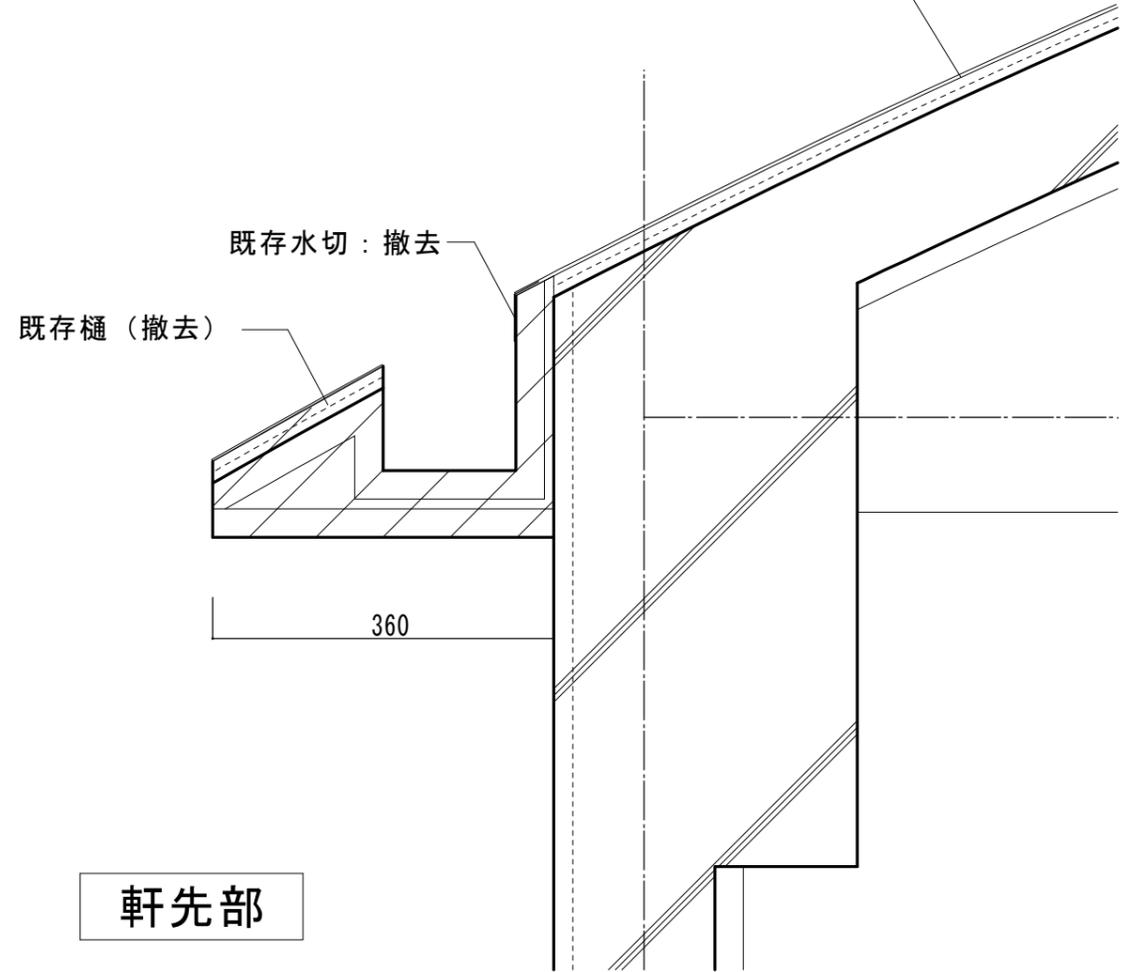


既存唐草：撤去

既存木材：撤去

## ケラバ部

既存シート防水屋根（そのまま）



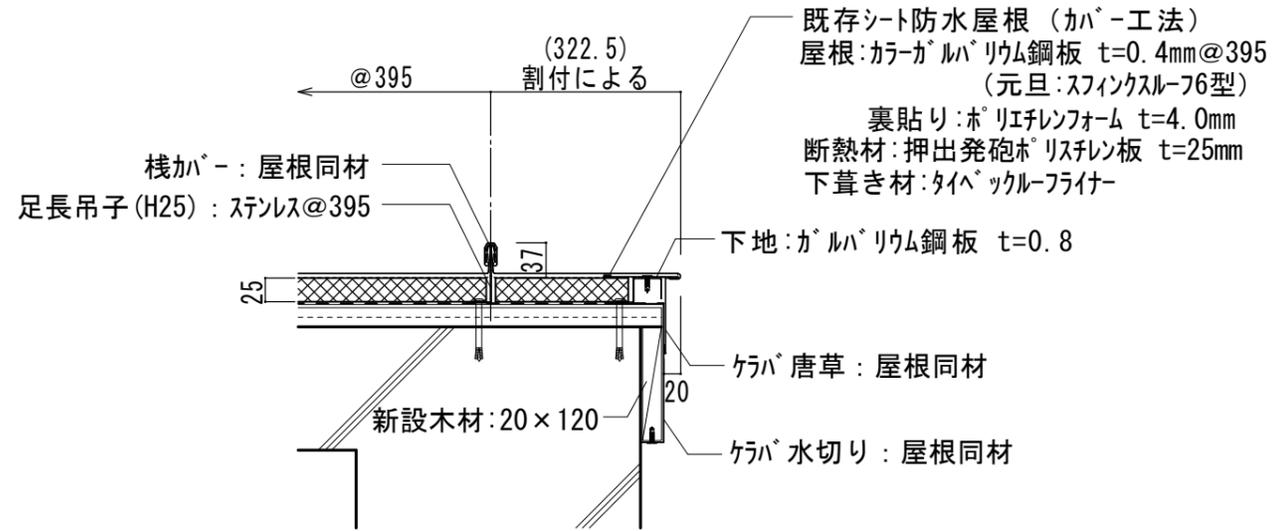
既存水切：撤去

既存樋（撤去）

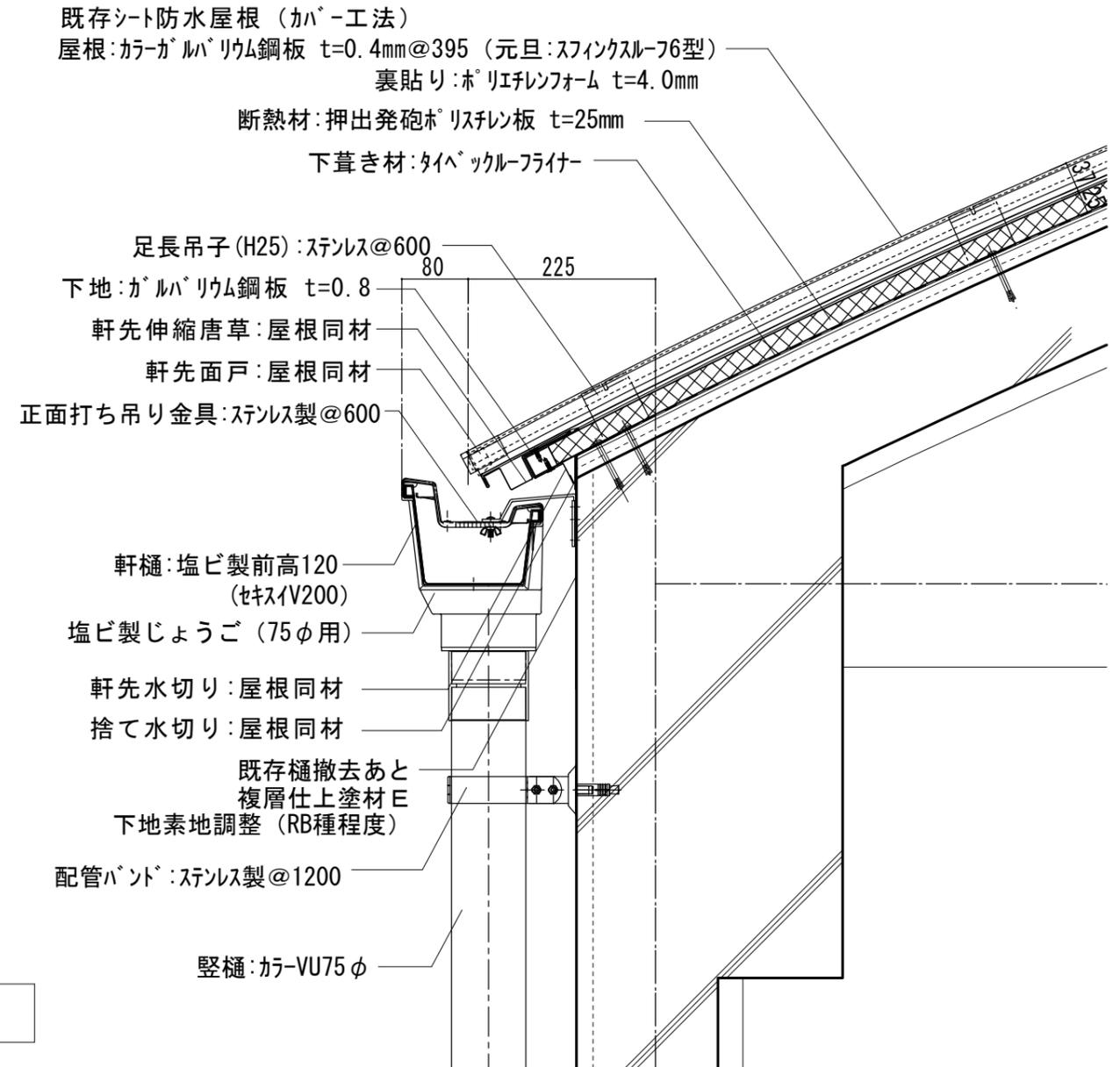
360

## 軒先部

# R屋根 改修後



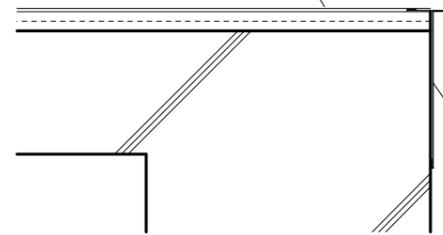
ケラバ部



軒先部

# 切妻屋根 改修前

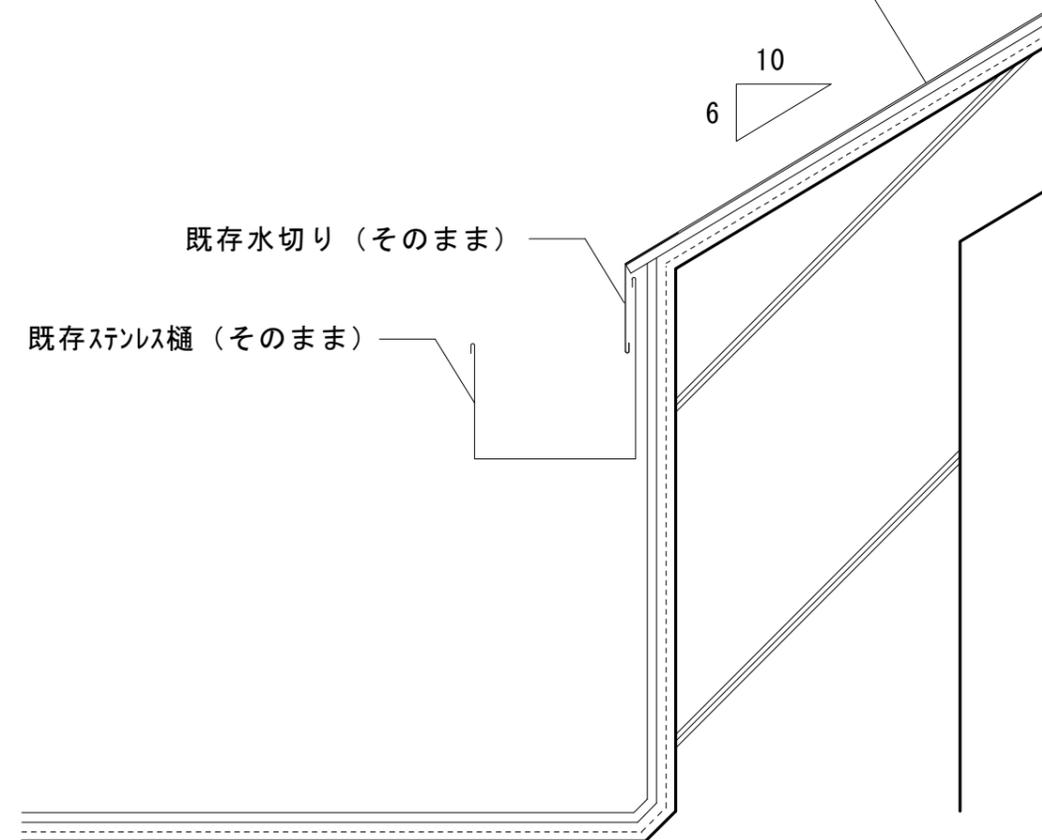
既存シート防水屋根（そのまま）



既存水切り：撤去

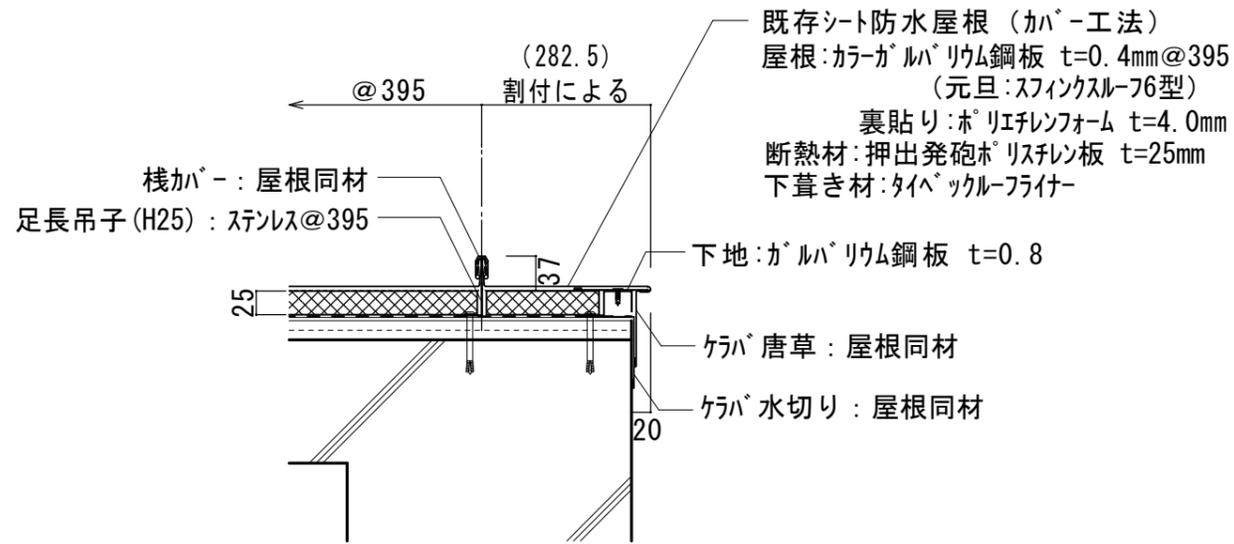
ケラバ部

既存シート防水屋根（そのまま）

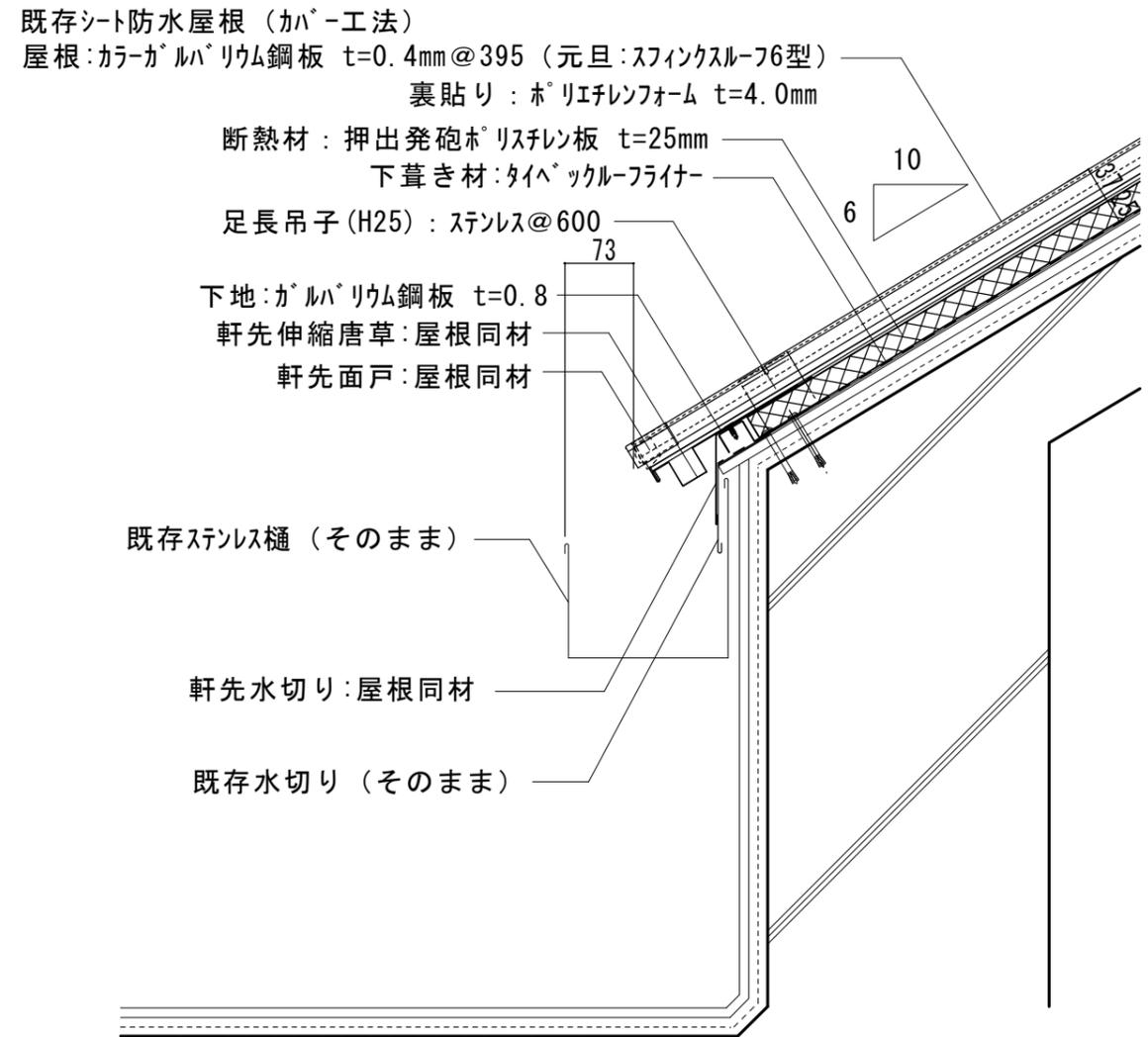


軒先部

# 切妻屋根 改修後



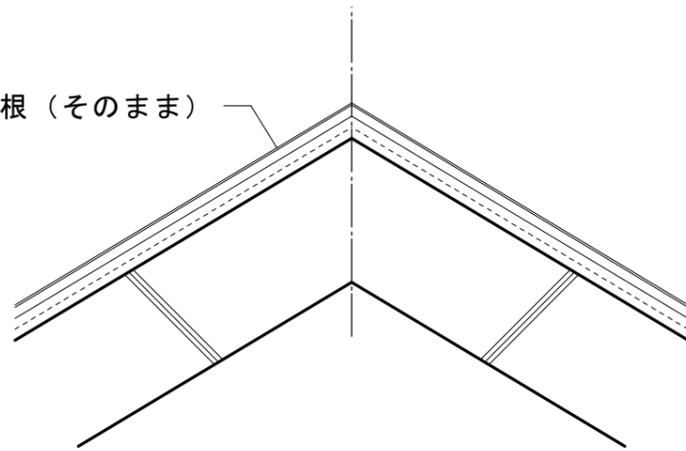
ケラバ部



軒先部

# 改修前

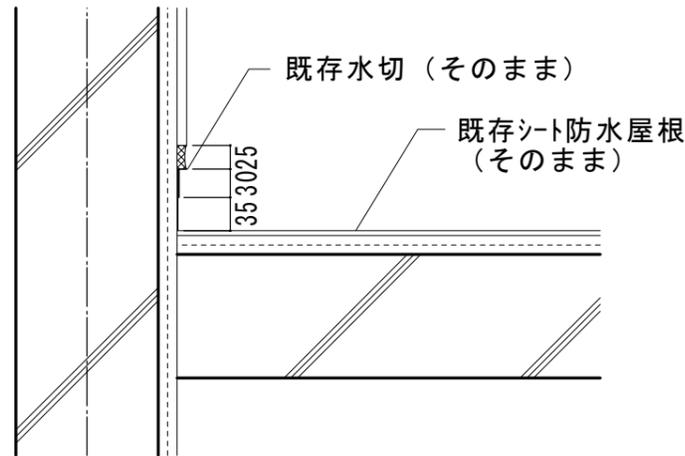
既存シート防水屋根（そのまま）



棟部

# 改修前

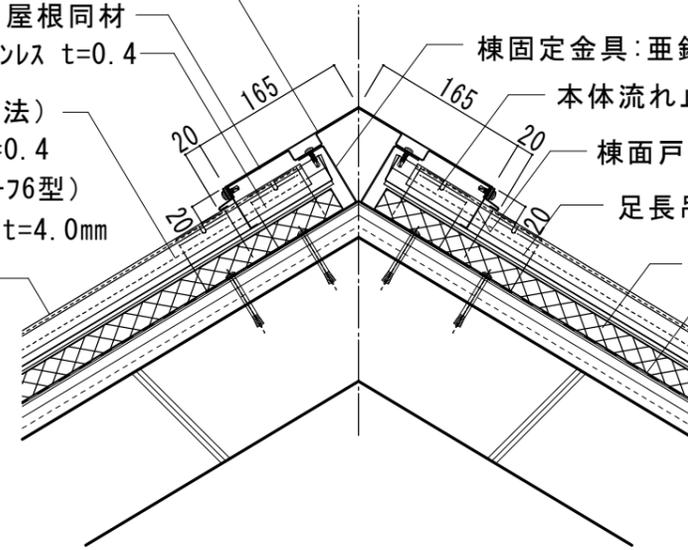
既存水切（そのまま）  
既存シート防水屋根（そのまま）



壁取合い部

# 改修後

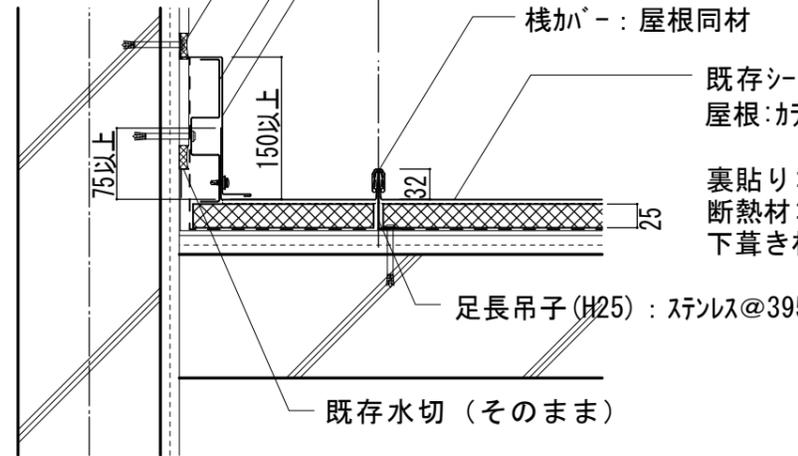
下地：ガルバリウム鋼板 t=0.8  
棟包み：屋根同材  
吊子：ステンス t=0.4  
既存シート防水屋根（カバー工法）  
屋根：カラーガルバリウム鋼板 t=0.4 @395（元且：スフィンクスル-76型）  
裏貼り：ポリエチレンフォーム t=4.0mm  
棧かゝ：屋根同材  
棟固定金具：亜鉛メッキ鋼板 t=1.0  
本体流れ止め  
棟面戸：屋根同材（面戸周リシーリング）  
足長吊子（H25）：ステンス@600  
断熱材：押出発砲ポリスチレン板 t=25mm  
下葺き材：タイベックル-フライター



棟部

# 改修後

(282.5) 割付による @395  
シーリング（ハツリ工事）  
下地：ガルバリウム鋼板 t=0.8  
雨押え：屋根同材  
棧かゝ：屋根同材  
既存シート防水屋根（カバー工法）  
屋根：カラーガルバリウム鋼板 t=0.4mm@395（元且：スフィンクスル-76型）  
裏貼り：ポリエチレンフォーム t=4.0mm  
断熱材：押出発砲ポリスチレン板 t=25mm  
下葺き材：タイベックル-フライター



壁取合い部